

**青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に
関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方自治法の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に
関する条例の一部を改正する条例**

青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例(令和元年条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第 1 条および第 4 条の 2 中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 7 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(市規則で定める職員を除く。)に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の市規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月において退職し、もしくは任期が満了し、または死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、もしくは任期が満了し、または死亡した日現在）において、職員が受けるべき基本報酬の額（基本報酬の額が日額または時間額による場合にあつては、これらの額に勤務状況に応じ市規則で定める割合を乗じて得た額）に、市規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、給与条例第19条第2項第1号に掲げる職員（同号に規定する行（一）4級等職員および行（一）5級職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 勤勉手当の不支給および一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 勤勉手当の支給方法は、給与条例に規定する勤勉手当の支給方法の例による。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（青梅市職員の懲戒に関する条例の一部改正）
- 2 青梅市職員の懲戒に関する条例（昭和26年条例第51号）の一部を次のように改正する。
第4条中「青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例」を「青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。
（青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 3 青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第30号）の一部を次のように改正する。
第5条の3第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を削る。
第6条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。